

代表者保証に関する規定(2017年4月12日以前) 新旧対照表

旧	新
第11条（本規定の改定） 本規定の内容を変更する場合には、原則として変更日および変更内容を当社所定のインターネットホームページに相当期間掲示することにより告知した上で変更するものとします。この場合、変更日以降は変更後の規定が適用されるものとします。	第11条（情報提供） 連帯保証人は、本契約の締結前にビジネスローンを契約する債務者から、以下の記載事項に関する情報の提供を受けるものとする。 (1) 債務者の財産及び収支の状況 (2) 債務者が主たる債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況 (3) 債務者が、主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
第12条（新設）	第12条（履行請求に関する同意） 当社より、連帯保証人およびこの債務を引き受けた者ならびにこれらの包括承継人のいずれかの者の1人に対して履行の請求をしたときには、主たる債務者であるお客さま及び他の連帯保証人等に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。
第13条（新設）	第13条（規定の改定） 1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。 2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。 3. 前2項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。